

## 中山間地域等直接支払と多面的機能支払の違い(三重県作成)

平成27年5月時点

	中山間地域等直接支払	多面的機能支払
目的	・ 生産条件不利地域の営農経費の不利性を金銭で補正する。	・ 地域資源の維持保全に係る経費に対して支援する。
活動範囲	・ 生産条件不利地域及び <u>周辺地域(活動区域を設定する)</u>	・ 地域資源を共同管理する範囲(活動区域を設定する)
対象農用地	・ 下記基準を満たす農振農用地 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 五法指定地(特認地域含む)</li> <li>└ 勾配のある農地(田:急傾斜1/20以上、緩傾斜1/100以上)</li> </ul>	・ 農振農用地
対象者	・ 集落協定を締結する集落(団体)	・ 活動組織(新たに組織を設立する) ※「資源向上支払(共同活動)」に取り組む場合は、非農業者の参加が必要。
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊休農地の発生防止(協定期間内は毎年発生防止する)</li> <li>・ 地域資源(水路、農道等)の保全管理</li>   <li>・ 多面的機能の増進に関する活動</li>   <li>・ A、B、C要件に係る活動(10割単価の交付を受ける場合)</li> <li>・ 加算措置に係る活動(加算措置の交付を受ける場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【<b>農地維持支払</b>】</li> <li>・ 遊休農地の発生防止(遊休地は認定期間内に解消が必要)</li> <li>・ 地域資源の維持・保全</li> <li>【<b>資源向上支払(共同活動)</b>】</li> <li>・ 施設の軽微な補修、農村環境保全活動</li> <li>・ 多面的機能の増進を図る活動</li> <li>【<b>資源向上支払(長寿命化)</b>】</li> <li>・ 施設の長寿命化のための活動</li> </ul>
お金の使い方	・ 集落協定締結集落(団体)の決めに自由に見える。	・ 地域資源の維持保全活動、農村環境整備活動等に係る経費(材料代、機械経費、日当等)。
活動記録等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業記録</li> <li>・ 金銭出納簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業記録</li> <li>・ 金銭出納簿</li> <li>・ 写真</li> </ul>
税金対象額	・ 個人配分額に共同取組経費の按分額を加えた額(ただし、農業に関連する経費は必要経費に算入出来る)。	・ 活動組織から役員・個人に支払われた賃金、日当等。
両制度を実施する場合の注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中山間直接支払で管理する水路・農道等の施設について、管理区間の全てが多面的機能支払と同一である場合、「耕作放棄の防止等の活動」については2項目以上取り組む。</u></li> <li>・ <u>また、管理区間の一部が同一である場合は、「水路、農道等の管理活動」については、同一でない区間を中山間直接支払による管理対象として明記する。</u></li> <li>・ <u>「多面的機能を増進する活動」について、多面的機能支払において行う活動以外を選択する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>活動計画に位置づけた活動が、他の補助事業等と重複受給にならないよう注意する。</u></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同活動の実施には、多面的機能支払を活用することとし、両制度の<u>重複面積</u>を活動計画に明記する。</li> <li>・ 両制度は区分して経理する。</li> </ul>	